

〔直訳〕

21 あなたがたは聞いた 次のことを 言われた 昔の人々に、  
「殺すな。

誰であれ 殺すなら、

服すべきで 彼はあろう 裁きに」と。

22 だが私は 言う あなたがたに 次のことを、

すべての 腹を立てている者は 彼の兄弟に、

服すべきで 彼はあろう 裁きに。

誰であれ 言うなら 彼の兄弟に 「ラカ」と、

服すべきで 彼はあろう 衆議所に。

誰であれ 言うなら 「馬鹿」と、

服すべきで 彼はあろう 火のゲヘナに。

23 だからもし あなたが献げる あなたの供え物を 祭壇に、

そしてそこで あなたが思い出す 次のことを、

あなたの兄弟が 持っている 何かを あなたに反対して、

24 残さない そこに あなたの供え物を 祭壇の前に

そして 行きなさい

まず 和解しなさい あなたの兄弟と、

そして それから 来て 献げなさい あなたの供え物を。

27 あなたがたは聞いた 次のことを 言われた、

「姦淫するな」と。

28 だが私は 言う あなたがたに 次のことを、

すべての 見る者は 女を 彼女を望むことのために

すでに 姦淫した 彼女を 彼の心の中で。

29 それでもし あなたの右の目が つまづかせる あなたを、

取り出しなさい それを、

そして 投げなさい あなたから。

なぜなら有益である あなたに このことは

つまり 滅びる 一部が あなたの肢体の、

そして 全体が あなたの体の 投げ込まれない ゲヘナに。

30 そして もし あなたの右の手が つまづかせる あなたを、

切り捨てなさい それを、

そして 投げなさい あなたから。

なぜなら有益である あなたに このことは

つまり 滅びる 一部が あなたの肢体の、

そして 全体が あなたの体の ゲヘナに 行かない。

33 また あなたがたは聞いた 次のことを 言われた 昔の人々に、

「偽って誓うな、

だが守れ 主に あなたの誓いを」と。

34 だが私は 言う あなたがたに、

誓うな まったく。

天にかけても、 というのは 座で それはある 神の、

35 地にかけても、 というのは 足台で それはある 彼の足の、

エルサレムに対しても、 というのは 町で それはある 偉大な王の、

36 あなたの頭にかけても あなたは誓うな、

というのは あなたはできない 一本の 毛髪を 白く することを あるいは 黒く。

37 だがありなさい あなたがたの言葉は はい はい、いいえ いいえ。

だがより以上のことは それらより 悪から ある。

#### 「新共同訳」

21 「あなたがたも聞いているとおり、昔の人は『殺すな。人を殺した者は裁きを受ける』と命じられている。22 しかし、わたしは言うておく。兄弟に腹を立てる者はだれでも裁きを受ける。

兄弟に『ばか』と言う者は、最高法院に引き渡され、『愚か者』と言う者は、火の地獄に投げ込まれる。23 だから、あなたが祭壇に供え物を献げようとし、兄弟が自分に反感を持っているのをそこで思い出したなら、24 その供え物を祭壇の前に置き、まず行って兄弟と仲直りをし、それから帰って来て、供え物を献げなさい。

27 「あなたがたも聞いているとおり、『姦淫するな』と命じられている。28 しかし、わたしは言うておく。みだらな思いで他人の妻を見る者はだれでも、既に心の中でその女を犯したのである。

29 もし、右の目があなたをつまづかせるなら、えぐり出して捨ててしまいなさい。体の一部がなくなっても、全身が地獄に投げ込まれない方がましである。30 もし、右の手があなたをつまづかせるなら、切り取って捨ててしまいなさい。体の一部がなくなっても、全身が地獄に落ちない方がましである。」

33 「また、あなたがたも聞いているとおり、昔の人は、『偽りの誓いを立てるな。主に對して誓ったことは、必ず果たせ』と命じられている。34 しかし、わたしは言うておく。一切誓いを立ててはならない。天にかけて誓ってはならない。そこは神の玉座である。35 地にかけて誓ってはならない。そこは神の足台である。エルサレムにかけて誓ってはならない。そこは大王の都である。36 また、あなたの頭にかけて誓ってはならない。髪の毛一本すら、あなたは白くも黒くもできないからである。37 あなたがたは、『然り、然り』『否、否』と言いなさい。それ以上のことは、悪い者から出るのである。」

#### ① 「あなたがたは聞いた・・・だが私は言う」

③ 山上の説教の導入部を閉じる「律法の成就」(五17-20)に続いて、六つの「反立命題」が語られる。反立命題とは、モーセの律法に反立的に立てられた、イエスによる真の律法のことである。

④ マタイ5章21節から、類型化した導入文「あなたがたは聞いた・・・だが私は言う」で始まる、六つの「反立命題」が展開される。これらの「反立命題」によって、イエスの言う「律法学者やファリサイ派の人々の義にまさる義」が何であるかが示される。ここにイエスの独自性を見るこ

とができる。

◎反立命題の主題は、(1)殺害(五21―26)、(2)姦淫(五27―30)、(3)離縁(五31―32)、(4)誓い(五33―37)、(5)復讐(五38―42)、(6)愛(五43―48)である。冒頭に置かれた「私は」は強調。5章21節からの特徴は、この権威に満ちた「私」が繰り返し登場することにある。古い掟の根本へとさかのぼることによって、この権威ある「私」は、律法の真意を根底から捉えなおし、いわばまったく新しい掟を、新しいモーセとして告知する。

②「兄弟に腹を立てている者はすべて、裁きに服すべきであろう」

①「言われた」。ユダヤ教のミシュナー(口伝伝承による法規集)の聖書引用の導入文に多用された言い回し。また、この受身形は神が主語であることを隠す婉曲表現。

②「昔の人々に」。ユダヤ教の用語法によれば、「大会堂の人々」あるいは「先祖一般」を指す。「殺すな」

十戒の第五戒(出二〇13、申五18)。「殺すな」に続く殺人への制裁規定は、十戒にはない。従って、21節の2行目以下は、第五戒についての伝承や父祖たちの解釈を含んだ形で、第五戒を述べている。特にフアリサイ派的なユダヤ教の伝統では、律法の解釈(伝承)もシナイ山のモーセから伝えられたものであるから、拘束力があるとされた。トーラー(律法)全体は、成文法である「書かれたトーラー」と口伝である「唇の上のトーラー」とから成っていた。

③「だが私は言う」

当時のラビ(律法の教師)は、律法の解釈や、実生活への適用に関して質問されたとき、「私は言う」と述べてから、自分の意見を明らかにした。この表現はラビたちが自分の見解や反論を試みる場合の慣用表現である。イエスもその習わしに従い、「だが私は言う」と切り出してから、昔の人々が見落としてしまった真意を示す。

④昔の人々が「殺すな」という掟に加えた解釈とイエスの解釈

①誰であれ 殺すなら、

②服すべきで 彼はあろう 裁きに

③すべての 腹を立てている者は 彼の兄弟に、

④服すべきで 彼はあろう 裁きに

①は「殺すな」という掟に抵触する犯罪行為を述べ、②はそれに対する罰則を書いている。①と同じであるから、解釈の違いは③にある。昔の人々は「殺すな」という掟に触れる犯罪行為を、凶器による肉体的な殺人に限定している。しかし、イエスはそのような殺人だけでなく、「すべて彼の兄弟に腹を立てている者」もこの掟に違反していると考ええる。

22節では、①「彼は服すべきであろう」が三度繰り返し返される同一構造の文章。こうすることによって、「腹を立てる」→ラカと言う→馬鹿と言う」に対応し、罰則も「裁き」→衆議所→火のゲヘナ」と強められている。

また、イエスは「兄弟」という言葉を22節で二回、23節以下で二回、合計4回も使っている。このことは「殺すな」は、人間に不可欠な「兄弟の関係」を視野に入れた掟であるからである。

「殺すな」と教える神の思いは、兄弟の交わりを大事にして生きることにある。だから、兄弟との和解を説く23―24節では、隣人との関係を修復することが、神に供え物を献げて、神との関係を修復することと切り離せはしないことが教えられる。

④「すべての彼の兄弟に腹を立てている者は」

22節の2行目以下によって、「殺すな」という掟が根本へと深められ、徹底されてゆく。凶器による殺人だけが否定されているのではない。掟の根本へと向かって行くなら、兄弟に「腹を立てる」ことは、それ以上に怖い殺人であることが分かる。この「兄弟に」はマタイの共同体のメンバー、あるいは同胞を意味するだろう。

⑤「裁きに」。怒りそのものは、外から認識できるとは限らないので、告訴の対象にはならない。従って、ここで言われる裁きは、人間による裁きよりも、まず、人の内面を裁く神の裁きのことだと思われる。

⑥「ラカ」。アラマイ語の「レーカ」がギリシア語に音写された。意味は「からっぽ（の頭）」。

⑦「ゲヘンナ」。エルサレムのヒノムの谷のことで、かつてイスラエル人たちがそこでモロクの神に供物を献げた場所（王下二一4以下、エレ三二34以下、七3以下、一九5以下）終末の日に、悪人たちはその谷に集められ、裁かれると人々は信じていた。

⑧「残しなさい。そこに」

どのような場合に献げ物を中断できるか、ラビたちは論争していた。イエスはその論争を踏まえるが、ずつと積極的な戒めを与えている。神との関わりは人間同士の兄弟的な関わりを前提とする。まず、兄弟と和解すべきである。それなしに、典礼や儀式は神の前に意味をなさない。旧約にも同じ勧めが存在するが（箴一五8、一一3・27、シラ七9）、それらに比較してイエスの態度は積極的であり、自分から働きかけて「和解する」ことを勧めている。

### ③すでに心の中で姦淫した

①第二の「反立命題」（27—30節）

文章などの形からは、第一の「反立命題」に緊密に結ばれていて、内容的には夫と妻の関係を扱う第三の「反立命題」（31—32節）に直結する。第三の「反立命題」は、夫が妻を離縁する場合の規定を述べている申命記24章1節以下の解釈と適用が取り上げられる（ルカ一六18、マコ一〇11、マタ一九9）。第二の「反立命題」は27—28節と29—30節の二つの部分から構成され、「見る」（28節）と「目」（29節）が両者を連想的に結びつけている。

②「姦淫」

レビ20章10節では姦淫した者に死刑が定められているが、イエスの時代にこの規定がどのように実施されたかは定かではない。処刑は証人による確証を得てから実施されたようである（ヨハ七53以下）。姦淫とは相手が人妻の場合であり、独身女性との関係は「姦淫」とは呼ばれずに、淫行として禁じられた。姦淫は夫婦という人間関係を外から破壊することである。姦淫を避けるのは、自分の正しさを誇示するためというよりは、他者同士の人間関係を尊重するためである。

③「彼女を望むこと」

七十人訳の第九戒の「（あなたの隣人の妻を）望むな」（出二〇17）を思い起こさせる言葉であり、この語は心の内の思いや意図的な望みを意味する。男性中心社会にあつて、弱い立場に置かれていた女性の人権擁護のために、イエスは男性の「心」の罪を取り上げ、第六戒・第九戒の意味を根底から捉え直している。

④「すべての見る者は」

22節に「すべての腹を立てている者は」とあるが、ここでも同じ言い回しが使われる（34節「まったく誓うな」も参照）。この「すべての」（「まったく」という表現は、イエスの掟理解

の徹底性を表している。掟の真意を掘り出すことによって、掟を与える神の真意を照らし出す。「目が」。28節の「(女を) 見る」から、29節では「目」へと連想が移り、さらに見たことを行為に移す「手」へと向かう(30節)。マルコ9章43節以下では「手・足・目」となっているが、マタイは「足」については触れずに、「手」と「目」とを取り上げ、それぞれが独立した行為主体であるかのように話している。

#### ④ まったく誓うな

##### ① 第四の「反立命題」

「また(バリン)」で始まり、新たな課題である「誓い」について述べる。第八戒の偽証の禁止(出二〇16、申五20)と神の名を用いた偽りの誓いの禁止(レビ一九12)が取り上げられる。イエスは誓うことを全面的に禁止する。

##### ② 「偽って誓うな」

誓いをするとき、証人をたて、誓いが誠実であることを示す必要があった。最初は、神の名にかけて誓ったが、神の名を口にするのを避けるようになったとき、34節後半以下に示されているように、神に代えて、「天」、「地」、「エルサレム」、「頭」などを証人として誓いを立てた。「天にかけて」。天が神の座とされる箇所としては詩編一〇五、イザ六六1を参照。「足台」。イザ六六1からの部分的な引用。「エルサレムに対しても」。詩編四八3を参照。

##### ③ 「偉大な王の」

マタイはしばしば王のイメージを用いる(一八23、二三2以下)が、「偉大な王」という表現はここだけである。オリエントの王は「大王」というタイトルで呼ばれることが多かった。マタイはこのタイトルで大王である神を指しているのだろう。

##### ④ 「あなたの頭にかけて」

ユダヤ人たちの慣用的な誓いの言葉に「わたしの頭の命にかけて」という言い方がある。ギリシア・ローマの文学にも「わたしはこれを頭にかけて誓う」という並行的な表現も見いだせる。

##### ⑤ 「まったく誓うな」

天や地やエルサレムは、結局は神の代替語であり、神にかけて誓うのと同じである。そこでイエスは、「偽って誓うな」という禁令を徹底させるために、「まったく誓うな」と述べる。しかも、誓いは誠実を疑われているときに必要となるが、イエスと共に到来する神の国に属した者は、その支配を身に受け、常に真実な者となっているから、誓いを必要とはせず、ただ「はい」は「はい」、「いいえ」は「いいえ」とだけ発言することになる。

##### ⑥ 「はい、はい、いいえ、いいえ」

なぜ二重に繰り返すのか、その意味が論議されている。宣誓の形式であったとする見解もあるが、しっかりした根拠があるわけではない(ヤコ五12参照)。おそらく、ここでは、裏表のない真実の「はい」と「いいえ」を意味するのだろう。

#### ⑤ イエスが与えた新しい掟

##### ① 「殺すな」の真意

(1)昔の人々は「殺すな」という掟に「誰であれ殺すなら、彼は裁きに服すべきであろう」という解釈を付け加えた。彼らにとって、「殺すな」という掟に抵触する犯罪行為は、凶器を使った殺人である。このように掟を狭く限定しておけば、自分を正しい者として保つことが容易になる。

(2)これに対して、イエスは「殺すな」という掟を通して、人のいのちに無関心ではいられない神の呼びかけを聞き取る。神が慈しむのは、生物学的な生命だけではなく、それも含めた人のいのち全体（人格）である。このような慈しみを知るイエスは、「兄弟に腹を立てる」ことも、凶器を使った殺人と同じように、人のいのち（人格）を犯す行為だと考える。自分の正しさに固執し、それを固持しようとする者によってねじ曲げられ、曇らされてしまった掟の本来の輝きをイエスは回復させようとしている。

(3)従って、「律法学者やファリサイ派の人の義に優っていないければ」とは、守った掟の多さを目指して「優る」と述べているのではなく、掟の真意に迫る努力において「優る」ということである。

### ⑥「姦淫するな」の真意

(1)掟が自分の正しさを誇示するための手段となれば、掟の理解をできるだけ狭めておこうと考える。狭ければ、掟に触れた行為は自分にはないとして、安心し、胸を張ることができるからである。「姦淫するな」と聞けば、実際に行為となつて具体化された姦淫を考え、それは行っていないと考えて、安心しようとする。

(2)しかし、イエスは具体的な行為の次元から、心の次元へと視点を移し、姦淫への思いが心にあるとき、すでに罪を犯していると説く。これほどに厳しい見方をするのは、「姦淫」は夫婦という人間関係を破壊するものだからである。他人のいのち（人格）を大事にすることこそ、神の求める道だからである。

### ⑦「誓うな」の真意

(1)互いの間に完全な信頼関係があるなら、もはや誓いは必要ではない。誓うということは、人間関係にながしかの亀裂が生じているしるしである。この亀裂は人間自身の力によっては修復することはできず、逆に拡大させてしまう。また、神を引き合いに出して誓うことは神を利用することであり、将来が自分の手にあるかのように思い上がることである。そこで「まったく誓うな」とイエスは教える。

(2)神の国の到来は、人間を真実な者に変え、「はい」か「いいえ」かのどちらかを語る者とし（37節）、誓いを不必要にする。

### ⑧イエスが求める「義」

①「義」とは、神との関係を大事にして生きる姿勢、つまり戒めに込められた神の思いを聞き取り、その声に応じた行動を取ることを表す。たとえば、「殺すな」という戒めは、ただ凶器を用いた殺人だけではなく、あるべき人間関係を破壊するあらゆる行為を禁じている。膨大な律法を守るうとすれば、掟が目指していた本来の意味を忘れ、守るという外面にとらわれてしまうだろう。しかし、「殺すな」という戒めに神の思いを読み取るなら、おのずと「兄弟に馬鹿と言わない」という生き方になる。イエスが求めているのは、掟を骨抜きにせず、その本来の意味に目を向けて生きることである。

②イエスが「まったく誓うな」と言えるのは、誓う必要のない現実がイエスと共に来ようとしているからである。イエスの運ぶ神の国は、もはや誓いを立てる必要がないほどに人を真実な者に変える。イエスによって罪の赦しを受け、神の国に招き入れられた者は、感謝の内に新しい掟を生きていくことができるのである。律法学者やファリサイ派の人々の義に優る「義」とは、神の救いを受けて、神の愛に応える者として行う行為であり、神が行わせる正しさである。